平成２８年（フ）第１３０号
三重県鈴鹿市十宮３丁目34番26号　古里ハイツＢ２―202、前住所三重県津市河芸町上野596番地50
債務者　志賀カロリネこと　ＢＯＤＥＭＥＲ　ＳＨＩＧＡ　ＣＡＲＯＬＩＮＮＥ
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１６号
三重県四日市市富士町３番36号　レオパレスミノール112
債務者　平野　欣史
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
三重県四日市市八王子町1503番地５
債務者　服部　晴夫
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６４５号
京都市東山区今熊野南日吉町55番地３
債務者　渡邉　榮子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７１９号
京都府八幡市上奈良奈良里29番地の１
債務者　藤村　尚章
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７２７号
京都市右京区太秦青木ケ原町10番地　前村方
債務者　森　　尚美
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目11番26―103号
債務者　眞田壽巳代（旧姓小田原）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４９号
広島県三原市皆実１丁目７番30号
債務者　豊田　久子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５０号
広島県三原市皆実１丁目７番30号
債務者　豊田　　渉
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５２号
広島県尾道市栗原町11230番地１　幸が丘住宅403
債務者　水流　孝幸
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５４号
広島県三原市宮浦５丁目11番11―305号
債務者　水戸川　積
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５５号
広島県三原市宮浦５丁目11番11―305号
債務者　水戸川久美
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５８号
広島県尾道市瀬戸田町林1106番地２、前住所三重県四日市市大字松本1174番地27　ロイヤルタウン松本
債務者　八尋　年美
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５９号
広島県尾道市土堂２丁目１番３号
債務者　西野　友晃
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３９号
愛媛県今治市波方町波方甲2297番地20、前住所愛媛県今治市波方町岡甲337番地９
債務者　眞鍋　英二
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第６８号
福岡県飯塚市鶴三緒1438番地２　グループホームぼくらの家（前住所　福岡県飯塚市鶴三緒1608番地80　第一つるみ荘209号室）
債務者　柴田　憲史
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部